

飲食部会主催 令和6年度 イベント企画概要書
 鈴カレースタンプラリー2024開催
 ～Road To 15th Anniversary～
 鈴カレグランドチャンピオン大会2027へ向けて

1. イベント概要

1-1. 事業趣旨及び目的

2027年2月に鈴鹿商工会議所が創立80周年を迎え、また2012年2月に誕生した鈴カレーも15周年を迎えるにあたり、記念事業として歴代の優勝店舗の中からNo.1を決めるグランドチャンピオン大会を2027年2月（2026年度）に実施する。最終目標として、グランドチャンピオンに輝いた店舗をB-1グランプリに出場できるように継続的に支援を行う。

今後は、グランドチャンピオンを決める大会に向けて、2024年度から2026年度を助走期間として機運を高めつつ、参加店舗にも理解を求め、鈴カレーを活用した市内飲食店の販売促進や消費喚起、地元グルメのさらなるPRも目的として、2024年度に鈴カレースタンプラリーを実施する。

1-2. イベント概要

(1) 鈴カレースタンプラリー2024の実施方法

参加店舗を6ブロック（A～Fブロック）に分け、1ブロック最大5店舗までとし、ブロックごとにスタンプラリーを実施する。ブロックごとに5店舗すべて回ることによって1票ずつ投票することができる。ブロックごとに投票を行った方の中から抽選で共通食事券3,000円分（500円券×6枚）をそれぞれ10名様にプレゼントする。また、応募された方に参加賞をプレゼントする。各ブロックの得票数1位の店舗が、2027年2月に実施するグランドチャンピオン大会の出場権を手に入れることができる。



※応募者1名につき、A～Fブロック各1回ずつ最大6回応募が可能

※各ブロックの得票数1位がグランドチャンピオン大会に出場することができる

1-3. イベント事業予算

(1) 予算総額

130万円（支出内訳：景品総額30万、運営費用100万）※別紙予算書(案)参照

(2) 予算財源内訳

鈴鹿商工会議所一般会計より130万円（令和6年度一般会計特別事業費より）

1-4. イベント対象者

一般消費者（鈴鹿市外在住の方も対象とする）

1-5. イベント開催期間

鈴カレースタンプラリー2024

募集期間：令和6年6月3日～令和6年7月10日

開催期間：令和6年9月12日～令和6年12月1日

1-6. イベント応募用紙発行枚数

応募用紙3,000枚（片面4面A4サイズの両面刷り観音折り加工）

1-7. イベント応募方法

所定の場所に設置してある応募箱へ投函する。

1-8. イベント応募箱設置場所

鈴鹿商工会議所本館1階エントランス及び鈴カレースタンプラリー2024参加店舗のみ。

1-9. 景品種別

(1) 参加賞

鈴カレーランチョンマット（数に限りがあります）

(2) 応募者用景品

鈴カレースタンプラリー2024に参加している店舗の鈴カレー対象メニューに使用できる共通食事券3,000円分（共通食事券500円券×6枚）。

1-10. 応募者用景品使用期間

令和6年12月23日～令和7年1月31日

1-11. 景品当選者数

(1) 参加賞

120名

(2) 応募者用景品

60名

1-12. 景品の抽選方法

主催事務局が厳正に抽選を行う。抽選模様は非公開とする。

1-13. 抽選結果の発表方法

厳正なる抽選の上、鈴鹿商工会議所のホームページ内及び鈴カレー特設サイトにて発表する。ただし、諸般の事情により景品の発送をもって発表にかえる場合がある。

1-14. 景品の引渡方法

(1) 参加賞

鈴鹿商工会議所または鈴カレースタンプラリー2024参加店舗にて直接手渡しする。

(2) 応募者用景品

当選者へ直接、簡易書留にて郵送する（景品の発送は日本国内のみとする）。

1-15. 共通食事券換金期間

令和7年2月3日～令和7年2月28日

2. イベント参加店舗募集要項

2-1. 参加店舗の要件

- (1) 鈴鹿商工会議所会員事業者（非会員であっても会員入会の申込と同時に1年分の会費を納め会員となった事業者も対象とする）であること。
- (2) 事業者の本社所在地が鈴鹿市外であっても参加することができる。
- (3) 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）第2条に規定する暴力団・暴力団員でないこと。
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和22年法律第122号）第2条第1項第4号、同項第5号及び同条第5項に該当しないこと。
- (5) 法令に則った飲食店営業許可等を取得していること。
- (6) 重大な法令違反がないこと。
- (7) その他公序良俗に反した営業等を行っていないこと。

2-2. 参加店舗の責務

- (1) 本イベントの対象メニューを召し上がった一般消費者に対して本イベントスタンプ台紙兼応募用紙等を1枚手渡す。
- (2) 本イベントの対象メニューを召し上がった一般消費者からスタンプの押印を依頼された場合、スタンプを必ず押印する。
- (3) 本イベントの対象メニューを召し上がった一般消費者からスタンプ台紙兼応募用紙等を求められた際、引き渡しを拒否する、手数料を請求する等の参加者に不利となる取り扱いを行わない。
- (4) 本イベントの参加店舗であることを示すツール（別途提供）を一般消費者から見えやすく表示する。
- (5) 本イベントの応募用紙が不足した場合、適宜、主催事務局へ連絡し、スタンプ台紙兼応募用紙等の不足を補う。
- (6) 本イベントの実施に伴い一般消費者と対面し取り扱いを行うすべての従業員等に本イベントの概要を周知する。

- (7) 本イベント開催期間中に事業を取りやめる場合は、速やかに主催事務局へ連絡する。
- (8) 鈴鹿商工会議所のホームページ等、主催事務局が掲載を行う広告媒体への掲載を同意する。
- (9) 参加店舗は、本イベントに応募しようとする一般消費者からイベントに関する苦情又は相談を受けた場合、参加店舗と一般消費者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、参加店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
- (10) 鈴カレースタンプラリー対象メニューのスタンプ押印数及び販売食数を主催事務局が指定する期日までに報告する。
- (11) 主催事務局からの本イベントに関する調査等に協力する。

2-3. 登録可能な鈴カレーメニューの要件

- (1) 鈴カレー考案ルールに則ったメニューであること。
- (2) 参加店舗1店舗につき1メニューのみ登録できる（トッピングは自由とする）。
- (3) 主催事務局で確認後、鈴カレー実行委員会の審査を経て、対象メニュー及び参加店舗に登録する。

2-4. 参加店舗募集数

30店舗

2-5. 参加店舗募集期間

令和6年6月3日～令和6年7月10日

2-6. 参加店舗申込方法

募集要項に同意の上、参加店舗申込書に必要事項を記載し、FAXまたは郵送にて鈴鹿商工会議所へ申し込む。

2-7. 参加店舗向け説明会

従前から開催していた鈴カレースタンプラリーとルールが異なる部分があるため、参加店舗向け説明会を実施する。実施時期は、鈴カレースタンプラリー2024が開催される1ヶ月前を目途に開催する。

2-8. 参加店舗登録費用

登録費用は、無償とする。

2-9. 参加店舗の取消

- (1) 申込内容に虚偽・不備等が判明した場合
- (2) 参加店舗の要件を満たさなくなった場合
- (3) 鈴カレー考案ルールの要件を満たしていない場合
- (4) 共通食事券及び換金のルールに従わない場合
- (5) 個人情報等の不適切な収集、漏洩及び不正利用を行った、または行おうとした場合
- (6) その他、参加店舗としてふさわしくないと主催者が判断した場合

2-10. その他留意事項

- (1) 参加店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・営業時間・対象メニュー等）は、鈴カレー特設サイト及び鈴鹿商工会議所のホームページ内に掲載します。
- (2) 参加店舗向けマニュアル、スタンプ台紙兼応募用紙、掲示用ポスター等は、本イベントが開

始されるまでに順次発送する予定です。

- (3) 募集要項に違反する行為が認められた場合、参加店舗の承認取消、損害賠償金の発生等が生じた際は損害を請求する場合があります。
- (4) 募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、主催事務局がその都度対応を決定します。
- (5) 諸般の事情により、本イベント内容や募集要項等が予告なく変更される可能性がある旨を予めご了承ください。

3. 鈴カレー考案ルール

3-1. 鈴カレーとは

鈴鹿の新しいご当地グルメを模索する中、国民食として人気やレシピの自由度が高く、低コストで商品開発が可能なカレーに着目しました。また、「鈴鹿」を逆から読むと「鹿鈴（カレー）」と読むことができるなどの理由により、2012年に鈴鹿商工会議所飲食部会から「鈴カレー」が誕生しました。鈴カレーの定義は、カレー粉と鈴鹿産の食材を2品以上使用している創作カレーであり、条件を満たしていれば、カレーライス、カレースープ、カレーうどん、カレーラーメン、カレーパンなどのアレンジは自由となっています。

3-2. 鈴カレーの要件

- (1) カレー粉（市販のカレールーの使用も可能）と鈴鹿産の食材を2品以上使用した創作カレーであること
- (2) 鈴鹿をイメージすることができる料理であること
- (3) 安心・安全に提供される料理であり、リーズナブルな価格設定の料理であること
- (4) 鈴鹿市民及び市外の一般消費者から愛される料理であること

4. 主催者及び問い合わせ先

4-1. 主催者

鈴鹿商工会議所飲食部会 鈴カレー実行委員会

4-2. 問い合わせ先（主催事務局）

鈴鹿商工会議所飲食部会 鈴カレー実行委員会 担当者／川口、長谷川
〒513-0802 三重県鈴鹿市飯野寺家町 816 番地
TEL：059-382-3222 FAX：059-383-7667

以上